

転出届・転入届をお忘れなく

受付時間

平日

午前8時30分から
午後5時15分まで

進学・就職・転勤などにより、引っ越しの多い季節になりました。

住所が変わったときや世帯に変更があったときは、決められた日までに届け出をしてください。

こんなときは	届出期間	届出人	手続きに必要なもの
【転入届】 他の市区町村から鏡野町へ引っ越してきたとき	鏡野町内へ住所を移した日の翌日から14日以内	本人または転入後の世帯員(※1)	○転出証明書(前住所地の市区町村長発行) ○届出人の印鑑 ○届出人の本人確認書類(※2) ○異動者全員の個人番号通知カードまたは個人番号カード(所有者のみ、暗証番号が必要)、住民基本台帳カード(所有者のみ、暗証番号が必要) 【国外からの転入】 ◇パスポート(帰国日が確認できるもの) ◇戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本籍が鏡野町以外にある方)
【転居届】 鏡野町内で住所が変わったとき	住所を移した日の翌日から14日以内	本人または世帯員(※1)	○届出人の印鑑 ○届出人の本人確認書類(※2) ○国民健康保険証(加入者のみ) ○異動者全員の個人番号通知カードまたは個人番号カード(所有者のみ、暗証番号が必要)、住民基本台帳カード(所有者のみ、暗証番号が必要)
【転出届】 鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	住所を移す予定日の14日前から届出が可能	本人または転出前の世帯員(※1)	○届出人の印鑑 ○届出人の本人確認書類(※2) ○国民健康保険証(加入者のみ) ○印鑑登録手帳(印鑑登録者のみ) ○異動者全員の個人番号カード(所有者のみ)、住民基本台帳カード(所有者のみ)⇒転出手続き後に、新住所地の役所・役場へ提出する「転出証明書」を発行します。
【世帯変更届】 世帯主変更、世帯分離・世帯合併したとき	変更した日の翌日から14日以内	本人または世帯員(※1)	○届出人の印鑑 ○届出人の本人確認書類(※2) ○国民健康保険証(加入者のみ)

※1 代理人が届け出る場合は、本人または世帯員が作成した委任状が必要です。

※2 窓口へ届け出にいられた方の本人確認書類が必要です。運転免許証・旅券(パスポート)・個人番号カード(通知カードではありません)・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書等の官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書を持参してください。

※3 介護保険・後期高齢者医療保険・乳幼児医療・児童手当等に該当する方は、それぞれの手続きが必要です。詳しくは本庁保健福祉課及び各振興センター、新住所地の役所・役場へおたずねください。

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 住民窓口係 (0868)54-2985(直通)
 保健福祉課 (0868)54-2986(直通)
 奥津振興センター (0868)52-2211
 上齋原振興センター (0868)44-2111
 富振興センター (0867)57-2111

国民年金保険料「2年前納(口座振替)」のご案内

2年前納(口座振替)のメリット

メリット①

2年間で1万4千円程度の割引となります。

メリット②

2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

メリット③

口座振替をご利用することにより、保険料の納め忘れを防ぐことができます。

【お申し込み方法】 口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、年金事務所、役場窓口へお申し出ください。

※2年前納は口座振替のみご利用が可能です。 ※お申込期限は毎年2月末までです。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課(0868)31-2363 / 鏡野町住民税務課 年金係(0868)54-2985